

前回会合（第9回）におけるご議論（抜粋）

前回会合における構成員の主な御意見（1 / 5）

①事前対応の重要性

- 権利侵害情報については、侵害行為のハードルに対し救済コストが高い。事後対応だけではなく、「権利侵害をさせないための仕組み作り」が必要。（上沼構成員）
- 利用者・投稿数の増加による権利侵害情報の増加に伴い、個別救済は限界となりつつある。各国ではアーキテクチャレベルでの対応を促す法制が取られており、インセンティブも考慮し、自主規制として事前対応を促しつつ、しかるべき共同規制の在り方に向けた検討を継続することが望ましい。（生貝構成員）
- 本検討会の射程は権利侵害であるが、青少年保護や選挙の文脈で検討すべき事柄も変わらない部分があり、ホリゾンタルに求められるハード・ソフトの制度の在り方を意識した議論が必要。（生貝構成員）
- 権利侵害対策として発信・拡散前の事業者による一定の介入は非常に有効な選択肢であるが、これによる弊害も踏まえつつ、本当の意味での利用者の表現の自由を確保するために法がいかに介入すべきかも検討すべき。（宍戸座長、生貝構成員）
- LYやTikTokで実施されている侮蔑的な投稿をしようとするAIが検知してアラートを出す取組やXのコミュニティノートといった良い取組をPF事業者が率先して行うような仕組み、インセンティブの付与、コンソーシアムの形成を考えていくことが重要ではないか。（山口構成員）

前回会合における構成員の主な御意見（2 / 5）

② 各ステークホルダーの役割（1）行政

- 青少年や高齢者に関わらず、利用者全体が脆弱性を有するIT社会においては、パターンリスティックな行政の介入や事業者のアシストが必要。DSAと情プラ法の違いは、トラステッドフラグガーの優先対応や犯罪疑いの通報といったデューデリジェンスの義務であり、これを情プラ法に実装し、利用者のリテラシーに頼らずアーキテクチャで利用者を救済することを事業者の制度上の義務とすることを目指すべきではないか。（森構成員）
- サービス設計やアーキテクチャレベルでの対策を取るとなれば、事業者コスト負担を強いることになるため、事業者が対策を取ることインセンティブを生む仕組みを検討する必要がある。（上沼構成員、山本構成員）
- 権利侵害情報の増加に伴う個別救済の限界に対し、各国ではアーキテクチャレベルでの対応を促す法制が取られている。これまでの議論の蓄積を生かし、事前対応をPF事業者の自主規制として行わせつつ、インセンティブも考慮し、しかるべき共同規制の在り方について検討を継続していくことが望ましい。（生貝構成員（①再掲））
- 情プラ法の透明性レポートの公表などを通じて、各プラットフォーム事業者の取組状況を利用者側に示し、ユーザー側の行動変容に結びつくような情報公開の在り方について検討する必要がある（山本構成員）
- 情プラ法の効果の分析や事業者の取組を継続的に収集することは重要。情プラ法に基づく透明性レポートで不足する部分については事業者と直接ヒアリングを行うことも必要。（山口構成員）
- 各主体の責任や役割に偏りはなく、リテラシー向上の取組も行政だけでなく事業者も行うべき。連携の在り方についても絵を描きながら全体的に進めるべき。（山口構成員）
- 欧州DSAについて、欧州アルゴリズム透明性センター（ECAT）がインテリジェンス組織として同法の執行を担保しているという報道がある。我が国においても、サービス設計や情報の実態、アルゴリズムの挙動等を理解するためにインテリジェンスレイヤーは極めて重要であり、こうした点についても引き続き検討すべき。（生貝構成員）
- 国だけでなく、より情報が届きやすい自治体単位での情報発信が必要。（増田構成員）

前回会合における構成員の主な御意見（3 / 5）

② 各ステークホルダーの役割（2）事業者、業界団体

- 青少年や高齢者に関わらず、**利用者全体が脆弱性を有する I T 社会においては、パターンリスティックな行政の介入や事業者のアシストが必要**。D S Aと情プラ法の違いは、トラस्टッドフラグガーの優先対応や犯罪疑いの通報といったデューデリジェンスの義務であり、これを情プラ法に実装し、利用者のリテラシーに頼らずアーキテクチャで利用者を救済することを事業者の制度上の義務とすることを目指すべきではないか。（森構成員（②—1 再掲））
- 中高年の S N Sに関する消費者トラブルが増加しており、S N Sの仕組みに対する利用者の理解増進が必要である一方、表現の自由への配慮の結果、**対策が利用者のリテラシーに偏るべきでなく、事業者や業界団体による啓発活動、A Iを用いた対処といった取組が重要**。（増田構成員）
- 各主体の責任や役割に偏りはなく、**リテラシー向上の取組も行政だけでなく事業者も行うべき**。連携の在り方についても絵を描きながら全体的に進めるべき。（山口構成員（②—1 再掲））
- **事業者によるユーザーエンパワーメントの在り方**として、研究者へのデータアクセスや集団訴訟等、各国で考えられている。情プラ法の透明化規律は言わば「コンテンツモデレーションのデュープロセス」ともいえるところ、欧州ではこれに加えて A D Rの手続によりユーザーへのエンパワーが高められている。こうした観点で検討することにも価値があるのではないか。（生貝構成員）
- A D Rの仕組みを整備し、国ではなく、**P F事業者や業界団体が紛争解決や被害者救済をしっかりと行うよう促すという選択肢もあり得る**のではないか。（宍戸座長）
- 情プラ法が規律対象とするのは大規模役務であるが、**事前の対策を本格的に検討していく上では、対象事業者の範囲を検討するとともに、事前対策の重要性を小規模事業者に認識してもらつ枠組みも考えていく必要がある**のではないか。（生貝構成員）
- 権利侵害情報といった「見たくないものを見ない自由」について、**A Iによる投稿判定などを活用し、サービス設計で調整・選択できるようにすることを検討**してもよいのではないか。（山口構成員）

前回会合における構成員の主な御意見（4 / 5）

③事前対応と表現の自由との関係

- プロバイダに網羅的監視義務を課してはならないという伝統的な大原則があるが、近年のDSAをはじめ各国トレンドでは、プラットフォーム事業者にはデューデリジェンス義務があるとして、大原則は建前上維持しつつも内実が変わってきている。これも踏まえ、プラットフォーム事業者に対し一定の配慮義務を原則レベルで導入することについて検討してもよいのではないか。（曾我部構成員）
- 公衆の知る権利の充足と権利侵害情報の発信・拡散の抑制のバランスを検討するに当たり、アルゴリズムの働きにより昨今のSNSでは個人の自律した行動・責任を伴う表現の自由の前提が揺らいでいることを踏まえ、網羅的監視の禁止を権利侵害情報の事前抑制との関係で再整理することはあり得る。（穴戸座長）
- 権利侵害情報の発信・拡散による被害の影響が大きいサービス等において、投稿前にAIで検知して発信者にウォーニングを出すことは表現の自由の侵害にもならず、可能ではないか。（上沼構成員）
- 権利侵害対策として発信・拡散前の事業者による一定の介入は非常に有効な選択肢であるが、これによる弊害も踏まえつつ、本当の意味での利用者の表現の自由を確保するために法がいかに介入すべきかも検討すべき。（穴戸座長、生貝構成員（①再掲））
- 表現の自由は重要であるが、違法情報について表現の自由が制約されることは当然。アテンションエコノミーを念頭に、違法・有害情報の流通や、PFと表現の自由の関係を考えていく必要。（森構成員）

前回会合における構成員の主な御意見（5 / 5）

④その他（AI・災害）

- 昨今の生成AIは偽・誤情報の拡散などにも構造的な変化をもたらしているように感じており、侵害情報調査専門委員等へのヒアリングを通じた、昨今の状況への懸念や取組等の実態把握も本検討会で行ってはどうか。（大谷構成員）
- Xが開始した、海外からの投稿の自動翻訳表示機能への対応にも課題があるように思う。（大谷構成員）
- ディープフェイクの大衆化が進んでおり、選挙期間中における、罪には問えないが投票行動に影響を与えるものについては特別な対策が必要。学校現場におけるディープフェイクポルノも課題。（山口構成員）
- 生成AIによるディープフェイクの多くが流通するのはソーシャルメディアプラットフォーム上であり、両者の関係性や対策の連動を考えることは改めて重要。DSAではGrokのようなチャットボットを対象としており、OSAでもチャットボットを規律対象とする改正が検討されている。アルゴリズムが組み込まれたPFに対しては、AI政策との連動を意識しながら議論する必要がある。（生貝構成員）
- アテンションエコノミーは非常に大きい問題と捉えており、情報の価値で稼得可能な世界観は素晴らしいが、人間は過激なものや陰謀・フェイクに惹かれるため、選挙や災害時に収益を目的とした目立つための投稿がなされる。本検討会の中間取りまとめで言及された災害時の実効性のある対策は課題として残っており、世界にもこの問題を解決している例はないと思うが外せない論点。（山口構成員）